

ロンドン暴動の研究

今野 健一

(人文学部法経政策学科)

高橋 早苗

(仙台白百合女子大学)

山形大学紀要（社会科学）第43巻第1号別刷

平成24年（2012）7月

研究ノート

ロンドン暴動の研究

今野 健一

(人文学部法経政策学科)

高橋 早苗*

(仙台白百合女子大学)

はじめに

我々はこれまで、日常生活における犯罪・暴力のリスクからの個人のセキュリティ確保のありようを探ることを課題とする、学際的な国際比較研究を進めてきた¹。本研究ノートは、従来からの研究プログラムの一環として、昨年夏にイギリスで発生した「暴動」(riots)を素材とする研究である。我々が「暴動」を研究対象とするのは今回が初めてではない。フランス全土に拡大した2005年秋の「暴動」をめぐる、フランス社会における「郊外」(banlieu)問題の構造と特質、若者政策、治安政策の展開過程を検討したことがある²。今回のイギリスの「暴動」は、かかるフランスの「暴動」と比べると、類似点も見られるが、幾つかの点で異なる様相を呈している³。その意味でも、これを研究対象とすることは国際比較研究の見地から意義があるものと考えている。また、日本において、今回のイギリス「暴動」に関する研究は未だ本格化しておらず、社会科学的見地からする本研究は今後の「暴動」研究に一定程度寄与するものであろう。

今回研究対象とするイギリスの「暴動」は、2011年8月の下旬、ロンドンを中心にイングランド全土で起こった。この大規模な暴動の発端となったのは、ロンドン北部の町での警察官の発砲による29歳男性の死亡と、その事件の公正な取り扱いを求める抗議行動であったが、数日のうちに様相は大きく変わり、警察車両への放火や事業所・店舗の破壊や放火、略奪行為がイングランド各地に拡大していった。この暴動がイギリス社会に残した爪痕は大きく、政府や警察だけでなく、マスメディアや研究機関が独自に究明のための調査を実施しつつある。しかし、暴動から7カ月しか経過していない現時点(3月末時点)では、なぜ8月暴動(August riots)が起こったのかという「原因」についての決定的な分析は十分ではない。とりわけ、犯罪学者や社会学者、法学者などによる学術的で包括的な見解は、日本はもとよりイギリスにおいても、未だあらわれていない。

したがって、我々は、8月暴動の包括的な検討は現時点で時期尚早と考え、今回の研究ノートでは暴動の経緯を正確に把握し、暴動の特徴は何であり、また、暴動に対してイギリス社会がこの7カ月の間、どのように対応してきたのかをまとめることにした。

* 仙台白百合女子大学 人間学部 准教授

1. 暴動の経緯

1) Mark Duggan の死

2011年8月4日(木)の夕刻、ロンドン北部TottenhamのFerry Laneで、地元に住むMark Dugganが警察官に撃たれて死亡した。この29歳の黒人青年は、ミニキャブ(小型タクシー)に乗っていたところ、ロンドン警視庁の警察官によって停止を求められた。銃器専門部隊(CO19)の支援を受けて、トライデント(Trident)⁴の作戦に従事していた捜査官が彼の逮捕を試みようとした際に、DugganはCO19の武装警察官により射殺された。Mark Dugganがどのような状況で銃撃されたのか、彼に如何なる容疑がかけられていたのか等、今なお明らかになっていない事実が少なくない。この問題は、独立警察不服審査委員会(Independent Police Complaints Commission : IPCC)⁵の調査対象となっている⁶。

事件直後、メディアは、Mark Dugganが射殺された状況について、明らかな「銃火の応酬」(exchange of fire)があったと報じた。Dugganが警察に向けて発砲したことを暗示する証拠として、警察無線に撃ち込まれた銃弾が発見された、とも伝えられた。しかし、その後の調査で、警察無線から見つかった銃弾は警察官が発射したものと一致することが判明したし、「銃火の応酬」という状況説明も不正確であることが明らかとなった⁷。Dugganの死は様々な憶測を呼び、彼は暗殺されたのだという噂まで飛び交ったというが、それは上記のような情報の混乱によって一層助長されたとと言える⁸。

2) 暴動の発生と展開

各種報道機関(主にBBCとThe Guardian)による情報に基づいて、暴動発生の経緯とその展開過程を略述する。

①デモ行進から暴動へ

8月6日(土)、Mark Dugganの家族への「正義」を求めてTottenhamのBroadwater Farm Estateで始まった抗議のためのデモ行進は、午後5時頃Tottenham警察署の前で平穏の裡に終わった。しかし、そのすぐ後に暴動が勃発する。Mark Duggan事件について上級警察官と対話することを求めて、警察署の外には数百人の人々が集まった。数時間を経て緊張が増し、午後8時20分頃、群衆から警察に向けてピンが投げられ、2台のパトカーに火がつけられた。警察は事態をコントロールすることができず、群衆は暴力を昂じさせていった。二階建てバスに放火し、警察や他の建物に火炎瓶を投げ、Tottenham Haleショッピングセンターなどで略奪を行い、警察に攻撃をしかけた。警察発表では、暴動の中で26人の警察官が負傷し、2人が病院に収容された。また、合計で55人が逮捕された。

②暴動の拡大

8月7日(日)には、Tottenhamの北に位置するEnfieldで騒乱が始まった。午後6時過ぎ、店舗の窓が割られたという通報で、警察がEnfieldに出動した。同じ頃、ロンドン南部のBrixtonでも同様の騒ぎが起き、若者たちとの口論の末、3人の警察官が負傷させられた。夜の帳が下りると、混乱は一層重大なものとなり、商店やアウトレットの略奪が続発した。そして、暴動はロンドンの他の地域(Oxford Circus, Hackney, Waltham Forestなど)にも広がっていく。

8月8日(月)の朝は比較的静かであったが、夕方以降の暴動の広がり、ロンドンの32の区(boroughs)のうち22が影響を及ぼされることになる。午後5時頃、Hackneyで警察と若者集団との小競り合いが始まった。これは、1人の男性が警察によって停止させられ取り調べられたが、何も見つからなかったというので始まったものであるとされる。暴動は、Clapham Junction, Lewisham, Catford, Peckham, Woolwich, Wembley, Ealingを含む地域に拡大し、ロンドン西部のEalingでは68歳の男性が暴徒に襲われて重傷を負った(後に死亡)。広く放火が行われたロンドン南部のCroydonでは、26歳の青年が車の中で撃たれるという事件が起きた(被害者は病院で死亡)。ロンドンの外でも、暴動を模倣する動きが広がっていく(特に、イングランド中部のBirmingham, West Bromwich, Nottinghamやイングランド南西部のBristolなど)。

③暴動の収束

8月9日(火)未明のロンドン警視庁等の発表では、Hackneyで250~300人がPembury Estateに集まり、車に放火したり火炎瓶を投げたりしている。Bethnal Greenでは100人以上がTescoのスーパーマーケットを略奪し、警察官に負傷者が出た。Croydonの大規模な火災も続いている。Enfieldでは、ソニーの商品倉庫が火災により大きな損害を被った(後にこの火災との関連で10代の少年らが逮捕された)。しかし、午後の早い時期から、警察のプレゼンスの増加⁹により、次第にロンドンの秩序が回復される。小規模な小競り合いはあったものの、相対的に平穏になる。その一方で、イングランドの他の地域(Gloucester, Liverpool, Manchester, Nottingham, Birmingham, West Bromwichなど)では暴動が続いていた。Birminghamでは、当日夕に、暴徒・略奪者から店を守ろうとしていた3人のアジア系(パキスタン系英国人)男性が暴走車に轢かれて死亡する事件が起きた(翌朝、警察が捜査を開始)。

8月10日(水)、ロンドンでは平穏を保っていたが、略奪と暴力はイングランドの一部の地域で続いた。Nottinghamでは警察署が襲撃されるなどした。しかし、街頭への警察のプレゼンスの増加により、午後からは大規模な騒乱は報告されなくなる。

④暴動の損害

この暴動による破壊や放火、略奪によって、大小様々な事業所・店舗・住宅が被害を受けた。その損害額は、国全体として、約2億5000万ポンドと見積もられている。個人店主は、長年かけて作ってきたものすべてを失い、その損害の補償を得るまでに時間を要することから、再建が進まないケースも多い¹⁰。

経済的損失と同様に重大な損害は、被害に遭った人々の精神的なダメージである。暴動に遭遇したときの恐怖感をひきずる人々も多い。次に触れる「暴動・コミュニティおよび被害者パネル」(Riots Communities and Victims Panel)の調査では、騒乱が発生した多くの地域で「人々が自分のコミュニティでも破壊してしまうことが可能なのだという失望の感覚」が見られるという。

2. 暴動を調査・検討する各種の動き

ロンドンを中心とする2011年8月の暴動は「首都の歴史上、前例のないものであった」し [Metropolitan Police Service 2012: 14]、全世界にテレビ中継された暴力・略奪の光景からイギリス国民が受けた衝撃は相当に大きかった。8月暴動をめぐることは、すでに多くの調査・分析が行われてきているが、このことは事件の異例な性質に鑑みれば驚くべきことではない。警察当局や地方当局による地域的な調査研究に加えて、全国的な観点からの調査研究のレポートも複数公表されている。ここでは、後者の例を幾つか簡単に紹介する。

1) Riots Communities and Victims Panel--*5 Days in August*, An interim report on the 2011 English riots; ---*After the riots*, The final report of the Riots Communities and Victims Panel.

2011年8月の暴動の後に、首相、副首相および公式野党(Official Opposition)のリーダーが、「暴動・コミュニティおよび被害者パネル」(the Riots Communities and Victims Panel)を設置した。このパネルは、暴動の原因は何か、および、再び暴動が起こるのを阻止するために我々は何ができるのかに関する、コミュニティと被害者の見解を聞くために設けられた¹¹。ASRAグレーターロンドン住宅協会(Housing Association)の最高責任者などを歴任したDarra Singhを座長とする4人のメンバーからなるパネルは、同年9月から、暴動の影響を受けたコミュニティを訪問するとともに、根拠に基づく情報提供を呼びかける(call for evidence)活動を開始した。11月に詳細な中間報告(interim report)を公表し、2012年3月末に140頁を超える最終報告(final report)を提出した。

最終報告では、中間報告を土台にして、暴動の推移を概観したうえで、中間報告で設定した6つのテーマ¹²について広汎な視角から調査・分析結果を論述し、これらに基づき、最終的に、問題の解決を目指して63項目にわたる勧告を提示している。暴動の原因の複数性・複雑性に鑑

みて、不利な立場に置かれた子ども・家族・地域コミュニティへの支援や、失望と不安に包まれた若者の教育と雇用、警察や行政機関など公務部門が果たすべき役割、警察と地域住民との連携のありようなどに着目した、多角的な解決策が模索されるべきであるとの立場がとられている。

2) The Guardian and London School of Economics ---*Reading the Riots.*

イギリスの有力日刊紙ガーディアン(*The Guardian*)とロンドン大学経済政治学院(London School of Economics and Political Science, LSE)が共同で、暴動に関与した者270人にインタビューを行うこと¹³により暴動の原因と結果を検討し、2011年11月5日に研究報告を公表した。このユニークな共同研究の目的は、「その厳密さを何ら犠牲にすることなく、公共のかつ政治的な議論に影響を及ぼすその可能性を最大化するスピードと方法で、高品質な社会的調査を行うこと」(序文)であるとされる。この共同研究では、警察に対する長い間の不満や怒りが広範囲にわたる動揺の火に油を注いだと指摘している。実際、インタビューされた者の85%が、暴動を引き起こした重要な要因として「警察活動」(policing)を挙げている。なお、これを上回る86%の者が「貧困」を挙げている点は注目される。

3) Home Affairs Committee ---*Policing Large Scale Disorder: Lessons from the disturbances of August 2011.*

下院(House of Commons)の内務委員会が、2011年12月19日、暴動に関する報告書を公表した。委員会は、下院が暴動を議論するために招集された2011年8月11日に調査を開始した。8回のセッションを通じて49人から口述証拠を得た(ここには、騒乱の影響を受けた人々や、内務大臣、司法大臣、ロンドン市長が含まれる)。また、委員会は南ロンドンのCroydonを訪問して聞き取りを行ったほか、Felthamの若年犯罪者施設(Young Offenders Institution)を訪れ、暴動関連犯罪で有罪判決を受けた16~17歳のグループと対話した。委員会報告は警察による対応に重点を置いて検討しており、適切な警察活動に関する勧告を多く示している。

3. 暴動拡大の原因

1) 警察対応の問題

これまで見てきたように、8月6日に始まった暴動は、ロンドン市内にとどまらず、地理的な拡大を見せ、深刻さを増していった。暴動を拡大させた要因は幾つか指摘されているが、その中でも市民から一番批判を受けたのは、ロンドン警視庁(Metropolitan Police Service)の対応であった。

ロンドン警視庁の発表[Metropolitan Police Service 2012]によると、Tottenhamで騒乱が発

生した最初の夜（8月6日[土]）に配置された警察官の数は3,480人であったが、現場の警察官が認めるように、その数は騒乱を抑えるには全く不足しており、結果として、その後、ロンドンの別の場所に急速に拡大することを許してしまう結果となった。2日目（8月7日[日]）にはロンドンの別の地域に拡大する中で4,275人が配置されたが、暴動の制圧に至るところか一層の拡大・深化をもたらし、3日目（8月8日[月]）には6,000人の警察官が配置される中、32のロンドン区（boroughs）のうち22区に騒乱・事件が拡大して、警察官の数が全く十分ではないことがすぐに明白になると、その後、4日目（8月9日[火]）には16,000人に増加された警察官が街頭に配置されるまでになった。

「暴動・コミュニティおよび被害者パネル」は、独自の調査に基づく報告書[Riots Communities and Victims Panel 2011]の中で、もし警察がTottenhamで起こった最初の暴動に断固として対応していれば、他の場所で暴動は発生しなかったであろうと述べている。暴動の大半は、1つの地域に極めて多数の人々や集団が集結した結果、小売商業地域で起こった何らかのトラブルを発端としていた。暴徒たちは、警察に咎められることなしに略奪や損害を与えることが可能であると確信していた。同パネルは、「初期の警察対応への信頼の欠如が、他の場所での反応をテストするよう人々を促す」結果になってしまったと分析している。

2) 暴動とソーシャル・メディア

イギリスの8月暴動は、それ以前の暴動と比較するとき、明らかに異なる特徴を持っているとされる。暴動を構成する重要な要素としてのソーシャル・メディア（social media）の存在である。

従来の代表的なメディアとしてのテレビでは24時間滔々と暴動のニュースが流れ、そこには思うままに略奪する人々の姿を見守るだけの警察の様子が映し出された。さらにBlackBerryやFacebook、Twitterのような新たなソーシャル・ネットワーキング・サービスを通じて、暴動に関する膨大な量の情報が瞬時のスピードでやり取りされ、暴動・略奪を扇動する内容や不正確な情報が多数の人々の目に触れることになった。特に、ギャング・メンバーが、BlackBerry Messengerを用いて、組織的な略奪をコーディネートしていたとする報道が存在する。

一部の下院議員を始めとする政治家の間では、8月暴動のような騒乱の時に、BlackBerryやTwitterのようなソーシャル・ネットワーク・サービスを一時的に使用不能にすることも議論になった。そのような議論を受けて、BBCが一般市民を対象に実施したアンケート調査では、55%の人々が「暴動の間、警察がソーシャル・ネットワーキング・サイトを遮断するための力をもつべきである」と回答している。これに対して、「暴動・コミュニティおよび被害者パネル」は、暴動の発生時にソーシャル・ネットワークを政府が単純に遮断すべきではないとの立場を明らかにしている¹⁴。下院の内務委員会も同様の見解である [Home Affairs Committee 2011]。

4. 暴動の原因

1) 暴動はどんな特徴をもつか

2011年8月の暴動に関与した者は、13,000～15,000人と見積もられている[Riots Communities and Victims Panel 2012]。だが、実際に逮捕されたのは4,000人程度であり、現在も暴動関連の捜査は継続されており、毎月150人以上の容疑者が逮捕されている[Metropolitan Police Service 2012]。したがって、暴動に関与した者の属性を現時点で正確に把握することはできないが、これまでに数回、警察や司法当局の発表によって、傾向が明らかにされている。

2011年10月24日に発表された内務省と司法省のそれぞれの統計¹⁵によると、裁判所に出頭を命じられた1,984人のうち、90%が男性で、10～17歳が26%を占めていた。これらの統計の要点は次のようなものである。

- ・ エスニシティについて、黒人が46%、白人が42%、アジア系7%、その他が5%であった。
- ・ 4分の3以上が、過去に有罪判決を受けていた。
- ・ 告発された10～17歳少年の66%が特別支援教育を必要とする者であり、この数値は国の平均(21%)を大幅に上回る。
- ・ 告発された10～17歳少年の42%は無料の学校給食を支給されており、中等教育の生徒の平均(16%)を大幅に上回る。
- ・ 成人の35%は求職者給付(Jobseeker's Allowance)を受給している。

なお、2012年2月23日に公表された司法省のデータ¹⁶によれば、2月1日時点で、裁判所に出頭した2,710人の年齢構成は、10～17歳が27%、18～20歳が26%、21～39歳が41%、40歳以上は6%であった。エスニシティについては、白人が41%、黒人が39%、混合が12%、アジア系6%、中国およびそれ以外が2%であった。

2) 暴動の原因

警察によるMark Dugganの射殺という出来事(8月4日)が、8月6～10日の暴動の重大な要因であったことは確かである。また、上述したように、最初の暴動はTottenhamでのMark Dugganの家族らによる抗議デモの後に発生するのであるが、Mark Dugganの家族と警察とのコミュニケーションに問題があったこと¹⁷も、暴動の引き金になったものと一般に理解されている。しかし、これらは暴動の引き金を引いたものではあっても、その後に騒乱がイングランド全土に波及したことの原因を説明するものではない。

警察に射殺されたMark Dugganは黒人であったが、暴動の展開過程に鑑みれば、(警察による)人種差別への怒りが人々を駆り立てた人種暴動(race riots)であったと見るには無理がある

（白人の暴徒も多数いた）。貧困や差別への怒りのような、暴動に関する伝統的な説明は、明らかに今回の暴動には当てはまらない¹⁸。暴動へのギャングの関与という見立てもあったが、有罪判決を受けた暴徒のほとんどはギャングのメンバーではなかったし[Riots Communities and Victims Panel 2012]、ギャングが顕著な組織的役割を演じたことを示唆する証拠もほとんど得られていない[Home Affairs Committee 2011]。

これら以外にも、様々な原因が取り沙汰されてきた。——家族の崩壊（父親の欠如）、失業、社会的排除、若者センターや教育に関する政府支出の削減、学校からの規律の消滅、道徳的頹廃、再犯を抑止できない刑罰制度、コンシューマリズム（consumerism）などである。挙げられている諸原因のいずれが有効な説明たり得るかの考察は、本稿の射程の外にある。ここでは、暴動を動機づける単一の要因というものは存在しない、ということを確認しておきたい。その上で、我々の問題関心から言及したいのは、警察と暴動との関係である。

暴動において警察署・警察官が襲撃された幾つもの事例から、警察組織とその活動が人々の間に不満を醸成していたことが分かる。敬意を欠いた、差別的な取扱いを受けたという感覚が怒りを生んでいる。特に怨嗟的とされるのは、警察による「停止・搜索」(stop and search)の利用である。若い黒人男性やアジア人男性に対して、「停止・搜索」が頻繁に、かつしばしば攻撃的に実行されていることが知られている¹⁹。

その一方で、先に述べたように、警察の暴動対応の失敗が混乱を拡大させた要因であると指摘されている。警察が略奪を傍観していたとか、略奪現場にいなかったなどとする報道や論評がしばしば行われたが、[Foreman 2011 : 38]は、警察官の動員が不十分であり、暴動鎮圧への警察の態度が消極的であったことを厳しく批判した上で、若者たちを暴動に駆り立てたものは、刑罰を免れるという揺るぎない信念であり、彼らの自由とパワーが相当に大きいものであることのエキサイティングな実感であったとしている。

5. 暴動に関連する犯罪の裁判

1) 暴動関連犯罪と裁判所

今回の暴動は、刑事司法制度の運用のあり方にも影響を及ぼしている。暴動に関連する各種の犯罪について、裁判所がこれらに厳しい姿勢で臨む方針であると報道された。BBCによれば、住居や事業所への侵入盗(burglary)については、新たな量刑ガイドラインの下で、拘禁期間が長期化する見込みである。量刑審議会(Sentencing Council)は、最近の騒乱が、侵入盗の量刑に関する新しいガイドラインに影響を及ぼしたと述べている²⁰。

司法省の最新の統計²¹によれば、2012年2月1日の時点で利用可能なデータとして、8月暴動に関連する犯罪のかどで裁判所に出頭した者は2,710人、罪種は、侵入盗(49%)、暴力的騒乱

(violent disorder) (21%)、窃盗(16%)、強盗(2%)、器物損壊(criminal damage) (2%)などである。有罪認定を受け判決を宣告された者1,483人のうち、945人が平均14.2か月の拘禁刑(immediate custody)を言い渡された。これに対し、2010年に類似の犯罪で有罪とされた者の刑期の平均は3.7か月であった。治安判事裁判所(magistrates' courts)で騒乱に関連する犯罪による拘禁刑の判決の平均は6.4か月であった。これに対し、2010年にイングランドとウェールズにおける類似の犯罪の判決は2.5ヶ月であった。刑事法院(Crown Court)で宣告された拘禁刑の平均の刑期は16.9か月であったが、2010年のイングランドとウェールズでは11.3ヶ月であった。

2) Facebookによる暴動の扇動

裁判所の判決傾向を示すものとして注目された興味深い裁判例がある。先に見たソーシャル・メディアの使用に関わる事案である。イギリスの司法制度は、そうした新たなテクノロジーを用いて暴動を扇動した者をどのように裁くべきかという問題を突きつけられたわけであるが、2011年の幾つかの裁判例に見られるように、裁判所はその犯罪性を厳しく追及する判決を出している²²。

【Blackshaw事件】 Facebookを用いて新たな場所で騒乱を誘発することを企図したとして罪に問われた2人の若者が、一審で4年の実刑判決を受けたことを不服として上訴したが、2011年10月18日の控訴院(Court of Appeal)の判決²³で棄却された。Perry Sutcliffe-Keenan(当時22歳)は、Facebookを通じてWarrington近くのLatchfordで他の人々に暴動に参加するよう促し、また、Jordan Blackshaw(当時21歳)はFacebookを通じてNorthwichで他の人々が暴動や侵入盗、器物損壊にコミットするよう促したが、どちらの場所でも実際には騒乱の発生はなかった。弁護人は、彼らに科される4年の刑は明らかに行き過ぎであると主張したが、認められなかった。首席裁判官は、「他の場所で暴徒が、新たなかつ警察のいない地域で無法な集団の迅速な移動と集会を組織するのを、現代テクノロジーがほぼ確実に援助した」ことに着目し、2人が意図したことは「非常に重大な犯罪を引き起こすもの」であり、「一斉に国じゅうで持続的な破壊行為」につながったと指摘した。また、4年という刑が犯罪「抑止」の観点からも正当化され得ると述べた。

おわりに

ロンドンオリンピックを1年後に控えた時期に起きた2011年夏の暴動は、イギリス社会を大きく揺さぶるものであった。確かに、犯罪目的で暴力的な騒乱状態を引き起こし、これに加担することが許されないのは当然のことである。しかし、事態は決して単純なものではない。本稿で言及したように、多様な意見が飛び交っているが、人々がなぜ暴動に加わったのか、暴動を各地に発生させた要因は何かなど、よく分かっていないことが依然として多い。イギリスでも、8月暴動への多様な角度からの学問的考察は、なお課題として残されたままである。

本稿は、暴動とそれを取り巻く社会的・政治的情勢等に関する様々な報道・言説にできるだけ広く当たり、何が問題となっているか、今後何が議論されるかを見定める作業を行うものであった。いわば、今回の事件を包括的に分析するための予備作業と言ってよい。イギリスにおける今後の議論の展開を睨みながら、改めて本格的な分析を行う機会をもちたいと考えている。

最後に、今後の研究課題を幾つか挙げる。まず、8月暴動の発生要因・背景とその社会的意味について、今後議論の活発化が予想されるイギリス国内の研究動向を把握する必要がある。その上で、法学的な側面としては、暴動関連犯罪をめぐる裁判例の動向（厳罰化傾向）、暴動を効果的に抑止するための立法的対応、警察活動と警察組織のあり方等に関する検討を考えている。法学的な側面と社会学的な側面とが交錯する課題として、現政権下でのコストカットが問題視されている、教育・雇用等に関する包括的な若者支援政策の動向に注目したい。社会学的な検討課題としては、大きな暴動被害を受けたコミュニティとそうでないコミュニティとの違いは何であったか、また今後のコミュニティづくりに及ぼす影響は如何なるものか、といった点を考えている。

注

- 1 法律学(憲法学)(今野)と社会学(高橋)の立場からの共同研究である。その成果は、2003年の論文(高橋・今野「リスク社会における個人のセキュリティに関する研究・序説」『仙台白百合女子大学紀要』7号91頁)以降、継続的に発表している。なお、本研究ノートの役割分担については、今野が、内容構成や資料の収集・分析を含めて研究過程を全般的に統括し、刑事司法制度に関連する箇所の専門的な調査研究・執筆を中心に担った。高橋は、暴動の原因に関して中心的に調査し記述したほか、暴動の経過について分担執筆するなどした。
- 2 今野・高橋「フランスにおける暴動－都市暴力・若者・セキュリティ政策」『山形大学法政論叢』36号(2006年)57頁。
- 3 フランスとイギリスの暴動の類似する点として、暴徒の年齢層(若者であること)・背景(貧困・失業等の社会構造上の問題を抱える人々が多数であること)を指摘し得る。両者の相違点としては、フランスの暴動の底流にあった移民や人種の問題がイギリスの場合には当てはまらないこと、イギリスの暴動では新しいコミュニケーション手段(ソーシャル・メディア)を通じた暴動の急速な拡大という特徴が見られた点などが挙げられる。
- 4 Tridentは、黒人コミュニティ内部での銃器を含む犯罪捜査を担当する、ロンドン警視庁に設置された作戦指揮部隊(operational command unit)である。ロンドン警視庁によれば、同部隊はロンドンにおける銃撃事件の阻止・捜査に専念する組織であるが、ロンドンでの銃器犯罪は、今なおロンドンの黒人コミュニティを冒しているとされる(ロンドンでの銃撃事件の被害者の75%近くが黒人コミュニティから生じて

- いる)。(Metropolitan Police Service 2012)
- 5 IPCCは、イングランドとウェールズにおける警察不服審査制度への公衆の信頼を増進することを目的に、2002年の警察改革法(Police Reform Act 2002)によって設置された組織である。警察官による銃撃が致命的な結果を生じたすべての事案を自動的に調査する。IPCCについて詳しくは[亀井・丸橋2004]を参照。
 - 6 IPCCの発表(8月9日)では、CO19の武装警察官によって銃弾2発が発射されたこと、Dugganは胸部に1発被弾して現場で死亡したこと、彼は右腕にも被弾していたこと、現場から警察支給品ではない違法な拳銃が発見されたこと、現時点ではこの拳銃が事件のさなかに発射されたという証拠はないこと、などが明らかにされた。Update on Mark Duggan investigation including details of ballistic tests (http://www.ipcc.gov.uk/news/Pages/pr_090811_dugganupdate.aspx).
 - 7 IPCCの情報提供の仕方に問題があり、報道をミスリードした可能性がある。IPCC自身がこのことを認めている。8月12日にIPCCが出した声明では、「銃火の応酬(exchange of shots)への如何なる言及も正確ではなかった」とされる。IPCCは、その声明のどれもがexchange of shotsに言及していなかったが、「我々は、このことが、1人の警官が銃撃されて病院に収容されたという、我々が早い時期に入手した情報と一致していたので、銃撃が交わされた(shots were exchanged)と信ずるよう、言葉の上でジャーナリストを導いたかもしれないということは、ありそうに思われる」と述べている。'Mark Duggan death: IPCC says it inadvertently misled media', *The Guardian*, 12 August 2011.
 - 8 [Riots Communities and Victims Panel 2012]がこの点を指摘する。
 - 9 8月8日に6,000人が動員されたが暴動は鎮圧されず、9日に16,000人という前例のない数の警察官が動員された。
 - 10 各種の報道には、暴動から数カ月を経過しても、保険会社や国による損害の補償の進まないことに対する不満や批判が多く掲載されている。「暴動・コミュニティおよび被害者パネル」の調査報告においても、同様の指摘がなされている。
 - 11 パネルが考察するよう求められたのは次の事項である。——〈暴動に参加した少数の人々を動機づけたものはないものは何か〉、〈暴動がある地域では発生し他の地域では発生しなかったのはなぜか〉、〈暴動前・暴動中・暴動後に主要な公務部門はコミュニティと如何に関わったのか〉、〈地域の住民が、彼らの住む地域で暴動に抵抗するため、または、暴動が発生した後に後片付けをするために集まることを動機づけたものは何か〉、〈コミュニティは、将来の問題を阻止するために、如何にすれば、将来、より社会的・経済的に回復力があるものにされ得るか〉、〈暴動を阻止または処理するために、別な形で何が行われ得たであろうか〉。
 - 12 「子どもと親」、「個人の回復力(resilience)の形成」、「希望と夢」、「暴動とブランド(brands)」、「いつもの容疑者連中(usual suspects)」、「警察と公衆」。
 - 13 暴動の間に逮捕・告発された1000人に、インタビューの依頼が行われた。匿名を条件にすると、「予期しな

- い数]の人々が参加に応じた。たいていは自分の体験を聞いて欲しかったのだという。
- 14 パネルの中間報告は、「ソーシャル・メディアは、家族構成員、コミュニティ集団によっても使用されたし、また、人々が街頭に出ていくことを思いとどまらせ、かつコミュニティに安心をもたらすために、当局によっても用いられた。それは害をなしただけでなく、良いこともした」としている。[Riots Communities and Victims Panel 2012 : 12]
- 15 Ministry of Justice, Statistics bulletin, *Statistical bulletin on the public disorder of 6th-9th August 2011*-October update; Home Office, *An overview of recorded crimes and arrests resulting from disorder events in August 2011*, October 2011.
- 16 Ministry of Justice, Statistics bulletin, *Statistical bulletin on the public disorder of 6th-9th August 2011*-February 2012 update.
- 17 Dugganの家族は、事件後に与えられた情報が少なかったことや、警察から敬意を払われることがなかったと不満を述べていた。[Ramage 2011 : 2]
- 18 多くの暴動観察者は、略奪者が特に怒りをもっているようには見えないと報告している。略奪者は、むしろ楽しんでいるようにさえ見えたという。[Foreman 2011 : 39] ただし、このような観察は、今回の暴動の背景(基底)に貧困や社会格差の病理が潜んでいることを否定するものではないであろう。この点の解明は今後の課題として残されている。
- 19 [The Guardian and London School of Economics 2011]によれば、インタビュー調査した者の73%が、過去1年の間に少なくとも1回の停止・捜索を受けていた。また、2009～2010年にロンドンで停止・捜索を受けた者の28%が黒人であった(ロンドンの人口に占める黒人の割合は11%)。
- 20 'Riot burglars face longer in jail under new guidelines', *BBC*, 13 October 2011.
- 21 Ministry of Justice, Statistics bulletin, *Statistical bulletin on the public disorder of 6th-9th August 2011*-February 2012 update.
- 22 Facebookの使用に関する裁判例として、本文で紹介するBlackshaw事件のほかに、Suffolkの17歳の少年がFacebookで友人らに暴動を始めるように言ったかどで、12か月の若者更生命令(ソーシャル・メディアの使用禁止を含む)を受けた例、Nottinghamの男がFacebookを用いて暴動と警官殺しを慫慂したかどで2年9か月の刑を受けた例などがある。'Analysis: Laying down the law on riots', *BBC*, 18 October 2011. また、Cardiffの若者(25歳)がFacebook上で暴力的な騒乱を促したかどで禁錮4年の刑を科された例がある。'England riots: Four years for Facebook incitement', *BBC*, 16 November 2011.
- 23 R. v Blackshaw [2011] EWCA Crim 2312; Times, October 25, 2011 (CA(CrimDiv)).

引用・参考文献

- Foreman, J. (2011) 'Why They Rioted in London', *Commentary*, 132(3) : 36-41.
- The Guardian* and London School of Economics (2011) *Reading the Riots*.
- Home Affairs Committee (2011) *Policing Large Scale Disorder: Lessons from the disturbances of August 2011*, Sixteenth Reports of Session 2010-12.
- Metropolitan Police Service (2012) *4 Days in August, Strategic Review into the Disorder of August 2011*, Final Report, March 2012.
- Ramage, S.(2011) 'The Tottenham riots in August 2011', *Criminal Law News*, Issue 34 August 2011 : 2-5.
- Riots Communities and Victims Panel (2011) *5 Days in August*, An interim report on the 2011 English riots.
- Riots Communities and Victims Panel (2012) *After the riots*, The final report of the Riots Communities and Victims Panel.
- 亀井源太郎・丸橋昌太郎(2004)「イギリスにおける警察不服申立手続および懲戒手続—1999年警察規則と2002年警察改革法による改革」『警察学論集』第57巻第6号, pp.99-136.
- 谷口清作(2003)「イギリスの『警察改革法』成立とその課題」『警察学論集』第56巻第3号, pp.134-152.